

## 認知症ケアマッピング（DCM）を用いた事業所間人材育成プログラム実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、認知症ケアの質の向上にともに取り組むことを希望する事業所に対し、認知症介護指導者かつ、パーソン・センタード・ケア及び認知症ケアマッピング（以下、「DCM」という）法研修を修了した DCM ユーザー（基礎ユーザー・上級ユーザー、以下、「 Mapper」という）等を派遣し、認知症とともに生きる人（以下、「本人」という）のケアと生活の質の向上に努めるために、事業所間で相互人材育成を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、DCM を用いた事業所間人材育成プログラム（以下、「本プログラム」という）を希望する事業所（以下、「希望事業所」という）とは、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム等の居住系サービスを原則とする。

### （委託）

第3条 本プログラムは、DCM 関西地区ブロック会（関西地区の Mapper 有志の会、以下、「ブロック会」という）に委託することとする。

### （本プログラムの内容）

第4条 本プログラムは、希望事業所ごとに次の個別内容を連携して実施する。

- (1) 本人のケアと生活の質の向上に資するもの
  - (2) 権利擁護（虐待防止、身体拘束廃止）に資するもの
  - (3) 地域福祉の推進や、事業経営の透明性の確保に資するもの
- 2 本プログラムは、希望事業所が行う人材育成等を規制又は抑制するものではない。

### （対象 Mapper）

第5条 対象 Mapper は、次の者であって、本事業に協力する旨をブロック会に申し入れ、登録された者とする。

- (1) 認知症介護指導者かつ、基礎ユーザー以上の者
- (2) 認知症介護実践リーダー研修修了者かつ、基礎ユーザー以上の者
- (3) 認知症看護認定看護師かつ、基礎ユーザー以上の者
- (4) DCM 各地区ブロック会の世話人以上の者
- (5) 上級ユーザー以上の者

2 ブロック会は、必要に応じて、日本パーソン・センタード・ケア・DCM ネットワークの協力を得ながら Mapper を確保するものとする。

(実施方法等)

第6条 希望事業所からの申請により、ブロック会がマップーを派遣する。

- 2 派遣マップーは、希望事業所が所在する都道府県内に居住または勤務している者を原則とする。
- 3 マップーの派遣回数は、当該プログラムにより決定する。
- 4 ブロック会は、希望事業所と協議の上、ブロック会のホームページでマップーを募集することができる。
- 5 派遣マップーの管理者は、派遣マップーに対し、勤務条件等について十分な説明を行うものとし、説明に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
  - (1) 希望事業所の組織概要、所在地、日時、勤務条件等について説明すること。
  - (2) 派遣を拒否した場合も、拒否を理由とした不利益な取扱いを行わないことを伝えること。
- 6 ブロック会は、メール等により派遣マップーの氏名等を希望事業所に通知する。

(申請)

第7条 希望事業所は、本プログラムの申請書（別紙様式 1）を委託先に提出する。

(決定)

第8条 ブロック会は、申請書の内容等に配慮して希望事業所を決定し、その結果は、メール等で通知する。

(指針の順守)

第9条 本プログラムに関与する者は、パーソン・センタード・ケアの定義に立ち返り、次の原則に準じて職務を遂行する。

- (1) 最も弱い立場にある人々の声を汲み取り、一人の人としての価値を尊重すること。
- (2) すべての個人は唯一無二であり、一人ひとりの視点は、それぞれ異なるものであることを心に留めること。
- (3) 観察したことに関する自分の意見を述べるのではなく、観察した事実を可能な限り忠実に伝えること。
- (4) 十分に時間をかけて、希望、尊敬、認識、信頼の上に築かれた人間関係を培うこと。

(情報管理)

第10条 本プログラムで取り扱う情報の管理は、以下の点に留意して行う。

- (1) 個人情報の取り扱いに関しては、法令を遵守し、適正な管理に努めること。
- (2) 外部から事例等の情報の提供を受ける場合は、事例提供機関の長の許可を得ること。
- (3) 事例等の提供を受ける場合は、個人や団体が特定できないように配慮すること。
- (4) 公表する情報に関しては、個人や団体に不利益が生じないよう、匿名性の担保等十分な対応を行うこと。

(必要経費)

第11条 本プログラムは、有志で構成されているため、希望事業所に費用負担はない。

(補則)

第12条 ブロック会と対象マッパーは、適宜、意見交換会等を開催し、本プログラムの検証をともに  
行い、必要があれば随時見直しを行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

1. この要綱は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。